

事 務 連 絡

令和 4 年 9 月 13 日

地区薬剤師会 担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

**新型コロナウイルス感染症における経口ウイルス薬(ラゲブリオ[®]カプセル)の
薬価収載に伴う一般流通について(補足)**

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、昨日、令和 4 年 9 月 12 日付で標記連絡を申し上げたところですが、ラゲブリオ登録センター登録薬局におかれましては既に同センターより供給を受けた国所有品が備蓄されており、令和 4 年 9 月 16 日以降は、卸売販売業者を通じて購入した薬価基準収載品(一般流通品)との混在が想定されます。保険請求上の混乱を防ぐため、当該医薬品を患者に投与した際の調剤報酬請求事務に関しては下記の対応をお願いいたします。

昨日の添付資料(令和 4 年 9 月 8 日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医薬・生活衛生局総務課)にも記載されておりますように、「9 月 16 日以降に購入した薬価基準収載品(ラゲブリオ[®]カプセル)」を新型コロナウイルス感染症患者に調剤した場合は、当該薬剤費を含めた保険請求を行うことができますが、国所有品を調剤した場合は、現行通り“薬評”での請求となります(国所有品の薬剤費を患者や保険者に請求することはできません)。ついては、一般流通品(外箱・ボトルに黒いライン入り)であることを確認の上、適切に請求手続きを整えられますようお願いいたします。また、国所有品と流通品の混在した調剤は原則避けて下さるよう重ねてお願いいたします。

再度の連絡で恐縮ですが、昨日発出の資料を確認いただき、貴地区会員薬局にご周知並びに同内容のご指導を賜りますようお願い申し上げます。